**●ＥＳＩプログラム、グリーンアウォード・プログラムについて**

ＥＳＩプログラム、グリーンアウォード・プログラムに係る申請手続について

令和５年12月22日時点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ESIプログラム | グリーンアウォード・プログラム |
| プログラム運営機関 | 国際港湾協会（IAPH） | グリーンアウォード財団 |
| 対象港湾 | 府営港湾全て（堺泉北港、阪南港ほか６港） |
| 対象船舶 | ESIスコア30以上の船舶 | グリーンアウォード認証船舶 |
| 減免手続 | 下記参照 |
| 減免率 | 入港料から15％減額　※１ |
| 導入日 | 令和6年1月１日（令和6年1月1日以降の入港船舶） |

　※１　他入港料減免制度と重複した減免はできません。

**●申請手続について**

入港料減免を受けたい対象船舶について、以下の提出書類を泉州港湾・海岸部総務運営課　施設運営担当あてに提出してください。（提出方法は　ファクシミリ・メール・郵送　のいずれかをお選びください。）

　　　　ファクシミリ　０７２５－２１－７２６５

　　　　メール　 kowankyoku-g31@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　　　郵送　　〒595-0055

　　　　　　　　泉大津市なぎさ町６－１　堺泉北港ポートサービスセンタービル10階

　　　　　　　　大阪港湾局　泉州港湾・海岸部　総務運営課　施設運営担当　あて

**●提出書類（※は必ず提出）**

　・入港料減免申請書※

　・参考書類（各プログラム運営機関が発行する証書）

**●備考**

　提出書類は出港後、速やかに提出してください。

　ただし、入港料減免申請をする船舶が複数ある場合は、１ヶ月分をまとめて申請することができます。

別記様式（第３条関係）

記入例

入港料減免申請書

年　　月　　日

　大阪府知事　様

申請者　住所

　　　　氏名

（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名）

連絡先

　次のとおり入港料の減額・免除を受けたいので、大阪府入港料条例第４条の規定により申請します。

【外航・内航】

外航船舶

2.50円×総トン数

内航船舶

1.33円×総トン数

|  |  |
| --- | --- |
| 港湾名 | 堺泉北港 |
| 入港日 | 令和6年1月1日 |
| 船名 | SENBOKUMARU |
| 信号符字等 | ●●●● |
| 総トン数 | ５２，４００トン |
| 入港料の額 | １３１，０００円 |
| 減額・免除を受けようとする額 | １９，６５０円 |
| 減額・免除を受けようとする理由 | （例）入港料×１５％ESIスコア30以上の船舶のためグリーンアウォード・プログラム認証船舶のため |
| 備考 | 添付書類：ESIスコア証書、グリーンアウォード認定証書 |

※上記の内容が記載された別表を作成・添付し、１ヶ月分をまとめて申請することができます。